

阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館他 1 施設に関するサウンディング型市場調査実施要領

令和 3 年 3 月 1 7 日

阿蘇市経済部観光課

1. 調査の目的

阿蘇市では、当該施設を宿泊や体験を主とした都市と農村の交流施設として指定管理で維持していくことを基本指針としておりましたが、取り巻く社会状況の変化の中、前向きな変革が必要となりました。

そこで、当該施設の更なる有効活用を目的とし、サウンディング型市場調査（対話型意向調査）を実施し、民間事業者からの視点で公共サービスを見直す独創的なアイデアを広く募集します。

2. 対象用地・施設の概要

所在地	阿蘇市波野大字小地野 663 番地 1
施設の概要	阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館（旧小地野小学校） (1)交流館 1 棟鉄筋コンクリート 2 階建 1,033 平方メートル (2)屋内運動場 1 棟 木造 278 平方メートル (3)運動場 (4)駐車場 平成 14 年 7 月供用開始 平成 21 年 4 月指定管理者制度導入 ボイラー取替工事 平成 30 年 6 月 29 日 東側屋根保護塗装塗替工事 平成 31 年 3 月 22 日竣工 西側屋根（宿泊棟）保護塗装塗替工事 令和元年 9 月 19 日竣工 消防設備改修工事 令和 2 年 3 月 23 日竣工 阿蘇市森の体験交流施設 (1)観察施設 1 棟 木造平屋造 20 平方メートル (2)木工・自然素材の細工等文化体験施設 1 棟 木造平屋造 25 平方メートル

	(3)炭焼体験施設 1 棟 12 平方メートル (4)炊飯施設 1 棟 木造平屋造 30 平方メートル (5)衛生施設 (トイレ) 1 棟 木造平屋造 30 平方メートル 平成 16 年 4 月供用開始 平成 21 年 4 月指定管理者制度導入
土地建物の権利状況	市有地
都市計画等による制限	阿蘇市景観条例 等
現況	別添施設動画のとおり 令和 3 年 4 月 1 日より直営施設 (受付、清掃、管理業務を委託)
その他	

3. スケジュール

実施方針の公表	令和 3 年 4 月 1 日 (木)
現地見学会・説明会の参加申込期限	令和 3 年 4 月 28 日 (水) 午後 5 時まで
現地見学会・説明会の開催	令和 3 年 4 月 21 日 (水) 午後 2 時又は 30 日 (金) 午後 2 時 ※1 時間程度
サウンディング参加申込期限	令和 3 年 5 月 28 日 (金) 午後 5 時まで 現地見学会・説明会に参加していない者でも申し込みが出来ます。
サウンディングの実施	令和 3 年 5 月 31 日 (月) から 阿蘇市役所にて 時間、場所の詳細 (会議室) については個別で調整。
実施結果概要の公表	令和 3 年 7 月 1 日 (金)
募集要項の公表	令和 3 年 8 月 2 日 (月)

4. サウンディングの内容

(1) サウンディングの対象

阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館他 1 施設の利活用による事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループ

ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- ① 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 参加申込書提出時点で、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 2 項に基づく指名停止を受けている者
- ③ 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 及び民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 又は破産法 (平成 16 年法律第 75 号) に基づく手続き開始の申立てがなされていない者

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でない者⑤ 納期限の到来している国税、都道府県民税及び市町村民税を滞納している者⑥ 宗教活動または政治活動を主たる目的としている者 |
|---|

（2）提案の条件

当該施設は都市と農村の交流を目的に作られた施設であり、且つ地域のコミュニティーとしても利用されていることから想定される活用方法の条件として次のとおり設定しております。実際の活用においては、これらの条件を満たすことが優先されますが、幅広くアイデアを募るといった趣旨から本調査における活用案の検討段階においては、条件を満たさないものであってもかまいません。

- ①都市と地域との交流をテーマとした提案。
- ②民間活力の導入により大幅に地域住民のサービスが向上する提案。
- ③市の新たな財政支出または維持経費の増加を伴わない提案。
- ④現在、地域としては、交流館は会議等の集会の場、又災害に対して一定の安全性がある建物として緊急時の自主避難所として利用していることから、地域住民に対して施設運営に支障のない範囲での利用について配慮する提案。

（2）対話の項目・内容

- ①提案のコンセプト及び概要
- ②活用範囲（全部使用又は一部使用など）
- ③行政支援の要否及び内容について
- ④概算事業費について
- ⑤地域貢献に対する考え方（提案可能なものがある場合）
- ⑥実施可能な地域貢献の内容（提案可能なものがある場合）
- ⑦事業を実施する際の課題
- ⑧その他

参加された民間事業の方から上記項目について、一括して説明いただき、その後市側から質問等をさせていただきます。なお、ご提案は、一部の項目・内容のみでも構いません。また、提案内容によっては、対話進行方法を変更する場合があります。

5. サウンディングの手続き

（1）現地見学会・説明会の開催

当該施設の概要等について、サウンディングへの参加を希望する事業者向けの現地見学会・説明会を実施します。

参加を希望される方は、期日までに下記申込先へ、参加者の氏名、所属企業部署名（又は所属団体名）、電話番号を明記の上、電子メールにて御連絡ください。なお、件名には【現地見学会参加申込】としてください。

① 申込受付期間

令和3年4月28日(水)午後5時まで

② 申込先

kankou@city.aso.lg.jp

③ 見学会開催日時

令和3年4月21日(水)午後2時又は4月30日(金)午後2時

④ 会場

〒869-2801 熊本県阿蘇市波野大字小地野 663 番地 1

阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館

(2) サウンディングの参加申し込み

サウンディングの参加を希望する場合は、別紙のエントリーシートに必要事項を記入し、件名を【サウンディング参加申込】として、申込先へ電子メールにて御提出ください。

① 申込受付期間

令和3年5月28日(金)午後5時まで

② 申込先

kankou@city.aso.lg.jp

(3) サウンディングの日時及び場所の連絡

サウンディングへの参加申込をいただいたグループの担当者あてに、実施日時及び場所を電子メールにて御連絡します。場合によっては希望に沿えない場合もありますので、予め御了承ください。

(4) サウンディングの実施

① 実施期間

令和3年5月31日(月)から6月11日(金)。詳細は、メールにてご連絡又は調整させていただきます。

② 所要時間

30分～1時間程度

③ 場所

会場は阿蘇市役所内の会議室になりますが、詳細は令和3年5月31日(月)以降に、メールにてご連絡又は調整させていただきます。

④ その他

サウンディングは参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に行います。サウンディングの実施に際して、特に資料提出は求めませんが、説明のために必要な場合には、提出分として計3部御持参ください。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、WEB会議によるオンライン形式による実施も可能とします。ご相談ください。

(6) サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果について、概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称は公表しません。また、参加事業者のノウハウに配慮し、公表にあたっては、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

6. 留意事項

(1) 参加事業者の取り扱い

- ①サウンディングへの提案内容を、事業者公募における評価の対象とすることがあります。
- ②対話は参加事業者のアイデア及びノウハウ保護のため、個別に行います。
- ③対話内容は、今後の施設活用の検討において参考にさせていただきます。

(2) 費用負担

サウンディングへの参加に要する費用（書類作成、現地見学会・説明会、対話への参加費用等）については、参加事業者の負担とします。

(3) 追加対話への協力

本サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際には御協力をお願いいたします。

7. 別紙・参考資料

別紙1 サウンディング型市場調査について

別紙2 固定費一覧表（光熱水費等の基本料）、別紙3 備品一覧表

別紙4 エントリーシート、別添施設動画

阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館条例、阿蘇市森の体験交流施設条例

8. 問い合わせ先

質問等がある場合は下記の連絡先までお問い合わせください。

〒869-1237 熊本県阿蘇市一の宮町宮地 504 番地 1

阿蘇市 経済部観光課 観光企画係 中島、宮川 TEL (0967) -22-3167